

令和6年12月3日14時00分

資料配布 近畿地方整備局

## 近畿地整県内3事務所合同で暴力団等排除・不当要求対策協議会を 開催します

～暴力団等の不当な介入の排除を、県警・暴追センター・県弁護士会とともに対応していきます～

近畿地方整備局の福井県内3事務所は、福井県警本部、公益財団法人福井県暴力追放センター、福井弁護士会と暴力団等排除・不当要求対策協議会を開催し、一層の連携を行い、円滑な事業推進を目指します。

本協議会は近畿地方整備局が実施する公共事業から、暴力団等の不当な介入を排除することにより、公共事業の適正な契約、施工等を確保すること、及び不当要求行為への適切な対応を確保するために警察、暴力団追放センター、弁護士会との連携強化を目的とするものです。平成17年に設立された「近畿地方整備局・福井県警察 暴力団等排除連絡協議会」と平成21年から行われていた「用地取得業務における不当要求等に関する意見交換会」を平成28年に統合して行われていた「暴力団等排除・不当要求対策研修会」の名称を昨年改め、「暴力団等排除・不当要求対策協議会」として近畿地方整備局の福井県内3事務所（福井河川国道事務所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所）と福井県警察本部、そしてオブザーバーとして公益財団法人福井県暴力追放センター、相談役として福井弁護士会で構成しております。

暴力団等による不当要求行為等に関する情報交換等を行う他、協議会後半では構成員及びその所属職員の意識啓発のため研修会を行います。内容は以下及び別紙のとおりです。

### 1. 開催日時・場所

開催日時：令和6年12月9日（月） 13:30～16:15

開催場所：福井県警察本部 葵分庁舎2階 第二会議室（所在別紙）

### 2. 取材について

- ・写真、映像の撮影は、次第2.「不当要求排除宣言」まで可能です。
- ・以降は非公開といたしますので、「不当要求排除宣言」後、ご退席願います。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 福井県政記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

福井河川国道事務所

副所長

専門調査官

山崎

西村

博文（やまさき

香織（にしむら

ひろふみ）

かおり）

電話 0776-35-2661（代表）

「暴力団等排除・不当要求対策協議会」の開催について

- ①内容:別紙次第のとおり(参考資料ー1)
- ②開催日時:令和6年12月9日(月)13:30~16:15
- ③開催場所:福井県警察本部 葵分庁舎 2階 第二会議室(下図参照)  
住所:福井市宝永3丁目8番1号  
電話:0776-28-1700(福井県暴力追放センター)
- ④参加機関 近畿地方整備局  
近畿地方整備局福井河川国道事務所  
近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所  
近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所  
福井県警察本部刑事部組織犯罪対策課  
公益財団法人 福井県暴力追放センター  
福井弁護士会



## 令和6年度 暴力団等排除・不当要求対策協議会

【開催日時】 令和6年12月9日(月) 13:30～16:15

【開催場所】 福井県警察本部 葵分庁舎 2階 第二会議室

### 次 第

1. 開会挨拶
2. 不当要求排除宣言
3. 事業紹介
4. 講演 公益財団法人福井県暴力追放センター
5. 講演 福井県警察本部
6. 事例紹介 福井弁護士会
7. 閉会挨拶

**令和 6 年度 暴力団等排除・不当要求対策協議会  
出席者名簿**

| 団体名                       | 職名           | 役職     |
|---------------------------|--------------|--------|
| <b>近畿地方整備局</b>            |              |        |
| 総務部                       | 調査官（総務）      |        |
| 総務部                       | 建設専門官        |        |
| 用地部                       | 用地補償・土地調整管理官 |        |
| 福井河川国道事務所                 | 事務所長         |        |
|                           | 副所長(事務担当)    |        |
|                           | 専門調査官        | 事務局    |
|                           | 総務課長         | 〃      |
|                           | 用地課長         |        |
|                           | 敦賀国道維持出張所長   |        |
|                           |              |        |
|                           |              |        |
|                           |              |        |
|                           |              |        |
| 足羽川ダム工事事務所                | 事務所長         |        |
|                           | 副所長(事務担当)    |        |
|                           | 副所長(技術担当)    |        |
|                           | 総務課長         |        |
|                           | 建設専門官        |        |
|                           | 用地課長         |        |
|                           |              |        |
| 九頭竜川ダム統合管理事務所             | 事務所長         |        |
|                           | 総務課長         |        |
| <b>福井県警察本部 刑事部</b>        |              |        |
| 組織犯罪対策課                   | 課長           |        |
|                           | 暴排担当課長補佐     |        |
| <b>公益財団法人 福井県暴力追放センター</b> |              |        |
|                           | 専務理事         | オブザーバー |
| <b>福井弁護士会</b>             |              |        |
|                           | 副会長          | 相談役    |
| 民事介入暴力対策委員会               | 委員長 弁護士      | 相談役    |
|                           | 副委員長 弁護士     | 相談役    |
|                           | 委員 弁護士       | 相談役    |
|                           | 委員 弁護士       | 相談役    |

別紙（「２．不当要求排除宣言」の宣言文）

## 宣 言 文

本協議会は、福井県警察本部、公益財団法人福井県暴力追放センター、福井弁護士会との緊密な連携のもとに、近畿地方整備局が実施する公共事業から、暴力団等の不当な介入を排除することにより、公共事業の適正な契約、施工等を確保すること、及び不当要求行為への適切な対応を確保するために次のとおり宣言する。

- 一 我々は一致団結して、あらゆる暴力団等の不当な介入を排除する。
- 一 犯罪の未然防止に努め、被害があれば直ちに警察に届けると共に、警察の犯罪防止・排除活動に積極的に協力する。
- 一 暴力団関係者その他法律上正当な権限を有しない者等からの脅迫的、威圧的な交渉は断固拒否する。

令和６年１２月９日

暴力団等排除・不当要求対策協議会